中央図書館における音楽視聴用端末貸出し基準

（趣旨）

第１条　この基準は、インターネットを活用し、市民が音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー（以下「ＮＭＬ」という）」を利用するために中央図書館に設置する音楽視聴用端末及びそれに付随する機器（以下「端末機」という）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理及び運営）

第２条　端末機の管理及び運営は、中央図書館が行うものとする。

２　端末機の管理権者は、中央図書館長とする。

（利用資格）

第３条　当サービスを利用できるのは郡山市図書館に利用者登録をしている市民及び市内在勤・在学・在住者とする。

（インターネットの接続）

第４条　中央図書館内に設置した光ステーションから専用ルーターで、Wi-Fi環境を整備し、そのWi-Fi環境を用いて、端末機をインターネットに接続するものとする。

２　専用ルーターの不正な接続を禁止するため、パスワードは定期的に変更するものとする。

（使用の手続）

第５条　端末機を使用する者（以下「使用者」という。）は、音楽視聴用端末利用申込書（第１号様式以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、使用の申込をしなければならない。

（使用の制限）

第６条　使用者は、機器等の使用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1)「ＮＭＬ」以外のウェブページを閲覧し、または利用すること。

(2) インターネットの閲覧に係るもの以外のソフトウェアを利用すること。

(3) 持参したハードウェアを端末機に接続しソフトウェアをインストールし、又は機器等の設定を変更すること。

(4) その他中央図書館長が不適当であると認める行為

２　中央図書館長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する行為をしているときは、使用を制限し、又は停止することができる。

（使用回数及び時間）

第７条　端末機の使用は、１日当たり１回以内、かつ、１回あたり１時間以内とし、次の使用者がいない場合のみ２回連続して使用することができる。

（使用料）

第８条　使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第８条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　端末機を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれがある行為をしないこと。

(2)　使用を終了したとき又は第５条第２項の規定により使用を制限されたときは、速やかにその使用に係る端末機を原状に回復すること。

(3)　前２号に定めるもののほか、管理運営について中央図書館長が指示すること。

（損害賠償）

第９条　使用者は、故意又は過失により端末機を滅失し、又は損傷した場合は、市長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

２　突発的なシステムのダウンによる端末機の故障、ウィルスによる損害等で使用者が損害を被った場合であっても、市はその責めを一切負わない。

（委任）

第10条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。